

指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業委託契約書

福生市地域包括支援センター加美（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の23第3項及び第115条の47第5項の規定による指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の実施（以下「介護予防支援」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託の内容）

- 第1条 乙は、この契約書に従い、居宅要支援被保険者等（特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために介護予防支援が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
- 2 乙が行う介護予防支援の範囲は、アセスメントの実施、介護予防サービス計画又は介護予防マネジメントの作成、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画又は介護予防マネジメントの説明及び交付、サービス提供事業者等との連絡及び調整、モニタリング、効果の評価、給付管理業務その他甲が指示するものとする。
- 3 乙は、甲から指示を受けたときは、迅速かつ適切に介護予防支援を行うものとする。

（委託期間）

第2条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（受注者の責務）

第3条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、利用者に対し可

能な限り居宅において利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むため、又は支援を必要とする状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防支援に関わるサービス（以下「サービス」という。）が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防支援を行うとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう、サービスを提供する事業者等との連絡調整その他の便宜を提供する。

2 乙は、介護予防支援の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、乙の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議するものとする。

3 乙は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行う。

（秘密の保持）

第4条 乙は、介護予防支援によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、個人情報の保護及びデータの管理について、福生市個人情報保護条例（平成6年条例第41号）に基づき、次のとおり遵守し適切に行うものとする。

- （1） 委託の目的以外の使用禁止
- （2） 複写及び複製の禁止
- （3） 提供資料の返還義務
- （4） 事故報告義務
- （5） 損害賠償義務
- （6） その他甲が必要と認める事項

（セキュリティ体制）

第6条 個人情報等のデータの受渡方法及びセキュリティ対策については、次のとおりとする。

(1) データの受渡し

受渡しの記録として発注者が指定する管理票等に記録をすること。

(2) データ持ち出しの禁止

介護予防支援に関わるデータは、甲の許可無く持ち出しをすることはできない。

(3) 保管場所の施錠

受領したデータは、施錠が可能なキャビネット等に保管すること。

(4) 監査

介護予防支援の必要なセキュリティ対策については、甲による監査及び調査ができること。

(5) セキュリティ教育

情報セキュリティに関する教育を実施すること。

(委託料の請求)

第7条 介護予防サービス計画の実施に係る費用（以下「介護予防サービス計画費」という。）及び介護予防ケアマネジメントの実施に係る費用（以下「介護予防ケアマネジメント費」という。）の請求は、作成月の翌月5日までに、乙が介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費の請求データを甲に提出することで請求したものとみなす。

2 甲は、第1項の規定により提出された請求データに誤りがないか等の確認をし、必要に応じて乙にこれを修正させることができる。

(委託料の支払)

第8条 甲は、介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費の支払を行うため、前条第2項の規定により確認した請求データを介護予防サー

ビス計画費については東京都国民健康保険団体連合会（以下「東京都国保連」という。）へ、介護予防ケアマネジメント費については福生市を通じて東京都国保連へ送付する。

- 2 東京都国保連から、乙に介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費が支払われた時点で、甲の債務は消滅するものとする。
- 3 委託料の支払は、東京都国保連の審査決定に応じて、介護報酬支払日に東京都国保連から、乙が指定する口座に振り込むこととする。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する住所地特例対象者において保険者が東京都以外の場合は、甲から、乙が指定する口座に振り込むこととする。
- 4 委託料の単価の消費税は、内税とし、その額に1円未満の端数が生じた場合は切捨てとする。
- 5 乙が差押え等法的措置を受けたとき、又は廃止になったときは、委託料に関しては甲が東京都国保連から受け取る権利を有する。

（委託料の単価）

第9条 委託料の単価は、次のとおりとする。

（1） 指定介護予防支援

ア 介護予防サービス計画費

1 か月につき	4,256円
---------	--------

イ 初回加算がある場合

加算要件を満たした場合	7,145円
-------------	--------

ウ 委託連携加算がある場合

加算要件を満たした場合	7,145円
-------------	--------

エ 初回加算かつ委託連携加算がある場合

加算要件を満たした場合	10,034円
-------------	---------

（2） 第1号介護予防支援

ア 介護予防ケアマネジメント費

1 か月につき	4,256円
---------	--------

イ 初回加算がある場合

加算要件を満たした場合	7,145円
-------------	--------

ウ 委託連携加算がある場合

加算要件を満たした場合	7,145円
-------------	--------

エ 初回加算かつ委託連携加算がある場合

加算要件を満たした場合	10,034円
-------------	---------

(関係書類の整備)

第10条 乙は、委託業務の処理状況等を明らかにした書類を整備しなければならない。

2 前項の書類は委託期間満了の日から5年間保存しなければならない。

(損害賠償)

第11条 介護予防支援に関して生じた損害は、乙がその賠償の責を負う。ただし、甲の故意又は過失による場合については、この限りでない。

2 前項の損害が故意若しくは過失によると認めがたい理由又は天災その他不可抗力によるときは、その負担につき、甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。この場合において、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

(1) 乙の責に帰すべき理由により、委託期間内に介護予防支援を完了しない場合又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められる場合

(2) 正当な理由がなく、介護予防支援に着手すべき時期を過ぎても着手

しない場合

- (3) 指定居宅介護支援事業所としての指定を取り消された場合
- (4) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反したために契約を履行することができないと認められる場合

(協議解除)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定による解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(法令の遵守)

第14条 乙は、この業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第15条 甲又は乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、福生市を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意する。

(協議)

第16条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、介護保険法その他の諸法令の規定を尊重し、双方が誠意を持って協議の上解決する。

この契約の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福生市地域包括支援センター加美

センター長

佐々木 和仁

乙 住 所

商号又は名称

代表者氏名